

令和元(2019)年度 後期分授業料免除申請のしおり

申請期間 (※各日程での受付は先着順に行います。予約制ではありません。)

1) 医学部 地区 (医学部生・医学系研究科生のみ受付します。)

日 程	受 付 時 間	受 付 場 所
8月26日(月)	10:00~13:00 14:00~16:00	小講義室E (講義棟2階)

2) 創造工学部 地区 (全学部生・全研究科生)

9月11日(水)	10:00~13:00 14:00~16:00	管理棟1階 会議室
----------	----------------------------	-----------

3) 農学部 地区 (全学部生・全研究科生)

9月13日(金)	10:00~13:00 14:00~16:00	A401講義室 (A棟4階)
----------	----------------------------	-------------------

4) 本 部 地区 (全学部生・全研究科生)

9月18日(水)	9:30~12:30	OLIVE SQUARE 多目的ホール (幸町北キャンパス)
9月19日(木)	14:00~16:00	

◆申請期間を過ぎた場合は、如何なる理由であっても受理しません。

やむを得ない事情により申請期間中に申請できない場合は、8月23日(金)までに、学生生活支援グループ窓口に申請書類一式を提出してください。本人確認のため、学生証を携帯してください。事前申請期間中にどうしても提出できない場合は、8月23日(金)までに学生生活支援グループへ相談してください。(8/13~8/16は窓口休業)

★注意事項

1. 申請者(学生)は、このしおりを熟読の上、申請に必要な書類及び関連する証明書等を取り揃えて、指定された期間内に提出してください。
※申請期間終了後は、書類を受理しませんので、十分注意してください。
※本人確認のため、必ず学生証を携帯してください。忘れた場合、受付ができません。
※代理持参及び郵送での受付は行いません。
2. 申請書類は、不備がないかを確認の上、申請者本人が窓口を持参してください。
書類に不備がある場合、選考の対象外となることがあります。
3. 家計基準、学力基準を基に選考しますので、申請を行えば、必ず免除になるというものではありません。
4. 申請の取り下げは、申請者本人からの申し出があった場合についてのみ、これに応じます。学資負担者(父母等)が申請を取り下げようとする場合は、申請者本人を通じて、申し出てください。
5. 申請を受理した場合であっても、後日「免除の対象者から除外する者」に該当することが判明した場合は、当該申請がなかったものとして取り扱います。なお、提出書類は返却しません。

免除に関する問合せ 書類提出先	〒760-8521 高松市幸町1-1 香川大学 教育・学生支援室 学生生活支援グループ(授業料免除担当) 場所：大学会館2階 TEL : 087 (832) 1163 FAX : 087 (832) 1170 窓口：平日8:30~17:15 (ただし8/13~8/16は休業)
授業料口座引落関係の問合せ	香川大学経営管理室 資金グループ TEL : 087 (832) 1086

目次

平成 31 年度 授業料免除申請をした方へ	P.1
後期分授業料免除申請ができる者	P.1
申請から結果通知までの流れ	P.2
提出書類	P.3
提出書類の準備の前に	P.4～6
A：全員が提出する書類	P.7
収入状況の確認書類	P.8
収入状況についての提出書類確認シート	P.9
B：世帯の構成員の状況に応じて提出する書類	P.10
独立生計者・私費外国人留学生に係る提出書類	P.11
家計基準・学力基準	P.12～13
2019 年度 香川大学 授業料免除申請に関する Q&A	P14～15
所得証明書の記載例	P16
<様式集>	
確認票 A(大学提出用)・B(申請者控)	
申請書	
記入要領（申請書）	
家庭調書	
記入要領（家庭調書）	
変更事由申立書	様式 0
奨学金受給状況申立書	様式 1
給与等月額証明書	様式 2
退職証明書（申立書）	様式 3
無職申立書	様式 4
母子・父子世帯申立書	様式 5
長期療養証明書	様式 6
学資負担者別居に伴う支払申立書	様式 7
被害状況申立書	様式 8
家計状況報告書	様式 9
申立書	様式 10
貼付台紙	

本学の様式が足りない場合は、コピーして使用してください

平成 31 年度 授業料免除申請をした方へ

前期開始前の平成 31(2019)年 2～3 月に、〔平成 31 年度授業料免除申請〕をした者は、**4 月 2 日から 10 月 1 日に、「変更事由申立書（様式 0）」に記載されている事由が新たに発生した場合（発生する見込みの場合）、後期分授業料免除について改めて申請をする必要があります。**

改めて申請が必要な場合は、**変更部分についての証明書類を提出する必要があります。**

「変更事由申立書（様式 0）」に記載の事由が 4 月 2 日から 10 月 1 日に**発生していない場合は、後期分の授業料免除について改めての申請は不要です。**（例えば、家計支持者が新たに就職・退職をした場合や、雇用形態の変更があった場合は、今回申請が必要ですが、勤務時間等の反映による給与金額の増減があっただけの場合は今回の申請は不要です。）

なお、改めての申請が不要の場合でも、**免除の判定は前期・後期それぞれ別に行います。**限られた予算の範囲内で免除を実施しているため、前期と後期で**判定結果が変わる場合もあります。**

また、**来年度の授業料免除を希望する者は、全員、〔令和 2(2020)年度授業料免除申請〕をする必要があります**ので、ご注意ください。（受付等予定時期は P.2 参照）

授業料免除申請ができる者

下記のいずれかに該当する場合は、本人の申請に基づき、令和元(2019)年度「後期分」の授業料の全額又は半額を免除することがあります。

- (1) 経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者
- (2) 平成 31(2019)年 4 月以降において、学資負担者が死亡し、又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、授業料の納付が著しく困難であると認められる者
- (3) 前号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある者

免除の対象から除外する者

- (1) 懲戒処分を受けた者（懲戒処分を受けた日が、最終学年の後期の場合は、当該期の授業料とし、それ以外は翌期の授業料とする。）
- (2) 特別な理由なく在籍期間が修業年限（大学院においては標準修業年限）を超えて在籍している者（ただし、医学部学生で学年進級した者を除く。）
- (3) 医学部学生で必修科目等未履修により学年進級できなかった者（学年進級できなかった年度の授業料）

※修業年限（大学院においては標準修業年限）を超えて在籍している者は、病気、留学、論文作成（大学院のみ）等の特別な理由がある場合に限り、免除申請を行うことができます。ただし、免除申請を行うことができるのは、修業年限（大学院においては標準修業年限）を超えた「最初の 1 年以内」とします。

後日、指導教員の所見の提出を求めています。

次の者についても選考の対象外です。

- ①特別な理由なく同一の学年に留まっている者
- ②既に当該年度分又は当該期分の授業料を納付した者
- ③**9 月末で前期分授業料が未納の者は、後期分の授業料免除の対象にならない**

申請書類の提出後、大学から別途求められた書類を特別な理由なく指定された期日までに提出しなかった場合、審査の対象になりません。

提出期限内での準備が難しい場合は、期限までに必ず学生生活支援グループへ連絡してください。

申請から結果通知までの流れ

1. 説明会について

2019年度後期分授業料免除申請の説明会は開催しません。

「令和元(2019)年度後期分授業料免除申請のしおり」および「2019年度 香川大学 授業料免除申請に関する Q&A」をよく読んで申請してください。

不明な点があれば、学生生活支援グループへお問い合わせください。

2. 申 請

- ・「変更事由申立書(様式0)」に記載の事由が4月2日から10月1日に発生していない場合は、後期分の授業料免除について改めての申請は不要です。
- ・申請期間は表紙を参照してください。申請期間を過ぎた場合は受理しません。
- ・申請内容(家族の転職状況等)について確認しますので、申請者(学生)が提出書類の説明をできるよう準備してください。
- ・申請書類の提出後、大学から別途求められた書類を特別な理由なく指定された期日までに提出しなかった場合、審査の対象になりません。提出期限内での準備が難しい場合は、期限までに必ず学生生活支援グループへ連絡してください。

3. 選 考

選考は、「家計基準」と「学力基準」により判定します。(P.12～13 参照)

4. 結果通知(後期分授業料)

- ・12月中旬～1月初旬頃に、選考結果通知用封筒にて通知します。免除不許可、半額免除許可の者は、通知日からすみやかに、所定の額を納付してください。(口座引落の場合、通知があった月の授業料引落日に、自動的に引き落とされます。)
- ・結果の通知があるまでは、授業料の徴収は猶予されますので、納付しないでください。(口座引落の場合、引落しを停止します。)
- ・結果通知があるまでに、退学・休学する場合は、必ず学生生活支援グループまで申し出てください。
- ・審査は前期分・後期分それぞれについて行いますので、家庭状況に変化がなくても結果が異なることがあります。

令和2(2020)年度授業料免除について

以下のとおり実施する予定ですが、詳細については掲示版・ホームページにて周知します。

○資料公表	令和2(2020)年1月初旬頃～
○説明会	令和2(2020)年1月下旬～2月中旬頃
○申請期間	令和2(2020)年3月中旬頃 (医学部については2月下旬頃)
○結果通知	令和2(2020)年7月中旬頃

提出書類

P.4～11 に記載の事項を熟読し、提出期限厳守の上、必要な書類を提出してください。書類不備の場合は、選考の対象外となることがあります。

※本申請は、令和元(2019)年10月1日の状況についての申請となります。

書類提出後、10月1日までに申請内容に変更があった場合は、ただちに申し出てください。

※令和元(2019)年10月1日の状況(職業)が未定の者については、その旨の申立書(様式10)を提出してください。(例：就職しているか無職か未定、自宅通学か自宅外通学か未定、等)

※各様式にも説明文があります。必ず確認の上、提出してください。

- ① **提出書類の準備の前に** (P.4～6) を読み、家族の状況等について確認する



- ② **A：全員が提出する書類** (P.7～8) の資料を揃える



- ③ **収入状況についての提出書類確認シート** (P.9) で確認をする



- ④ **B：申請者・家族の状況に応じて提出する書類** (P.10) の資料を揃える

(独立生計者・私費外国人留学生の場合、P.11の資料も揃える)

※独立生計者とは、父母等に扶養されることなく、独立して生計を営んでいる者です。(p.4)



- ⑤ 準備した書類を、**確認票A、Bにある順番通りに並べて**申請期間内に提出する

※提出された書類は返却しませんので、必ずコピーを取っておいてください。

※発行時期等により、申請書類提出期限までに間に合わない書類については、入手され次第、直ちに提出してください。

※提出された書類は、授業料免除の選考業務のために利用し、本人の同意なしにその他の目的には利用しません。

許可の取り消し

※授業料免除を許可された者で、**申請書類の記載事項に、虚偽の事実、もしくは記入漏れがあること等が判明した場合、または申請の理由が消滅した場合**は、免除の許可を取り消します。この場合は、**免除又は徴収猶予された授業料の額を、直ちに納付しなければなりません。**

本申請は、令和元(2019)年10月1日の状況についての申請となります。
申請に必要な書類を準備する前に、10月1日現在の家族の状況について以下を確認してください。

世帯の構成員とは、令和元(2019)年10月1日現在、以下の状況にある者です。

①申請者（独立生計者、私費外国人留学生の場合は配偶者を含む）
独立生計者とは、父母等に扶養されることなく、父母等と別居して独立して生計を営んでいる者です。
両親からの仕送りが一切なくアルバイト収入と奨学金で生活していても、父母等の**所得税法上の扶養親族になっている場合は、独立生計者とは認められません**。また、**原則として学部学生は認められませんが**、父母等から援助なしで生活している既婚者や入学前に定職を持っていた者等に認められる場合もあります。

②家計支持者（父および母、または父母に代わって家計を支えている者）
※家計支持者とは、原則として父母両方です（母子・父子家庭の場合は父または母となります）。例外として、無職・無収入等の事情により父母に代わって申請者の家計を支えている者がいる場合は、その者を家計支持者として、受付時にその旨お知らせください。
※私費外国人留学生、独立生計者については、父母等は世帯の構成員に含まれません。

③同居・別居を問わず、家計支持者または申請者の扶養下にある者（扶養下にある者は、家計支持者または申請者の源泉徴収票や確定申告書第二表で確認できます。：下図参照）
※4月からの就職等で扶養を外れた者が扶養親族として記載されている場合、その者は、本申請において世帯の構成員となりません。

(確定申告書第二表での扶養親族確認方法)

2. 世帯の構成員が「就学者」に該当するかどうかを確認する

就学者とは、以下①又は②のいずれかの学校に在学している者です。

- ① 小，中，高，高専，大学（大学院，専攻科，別科を含む。放送大学については，全科履修生，特科生に限る。），特別支援（盲・ろう・養護）学校
- ② 専修学校（高等課程，専門課程）

※本申請では，各種学校（**予備校，職業訓練校**，防衛大学校他）及び専修学校（一般課程）に在学している者は，「**就学者**」とみなさず，「**就学者を除く家族**」とみなします。

※家計支持者が定職に就きながら就学している場合（夜間や通信の学校等）は，「就学者」及び「就学者を除く家族」両方に該当します（家庭調書の両方の欄に記載します）。

3. 家計支持者の近年の就職・退職等について確認する

- ① 「家計支持者」の平成 30(2018)年 1 月 1 日以降の就職，退職，雇用形態の変更，開業，廃業等の有無について確認してください。
- ② 「家計支持者」の令和元(2019)年 10 月 1 日現在の職業，勤務先について確認してください。
- ③ 転職等について知らされていない場合や，パートの状況（始めた／辞めた）を知らされていない場合もあるため，必ず家計支持者に確認してください。

※書類提出の際に事務担当者から確認することがあるため，申請者本人（学生）が家計支持者の近年の就業状況について説明できるようにしてください。

複雑で説明が難しくなる場合は，近年の経歴のメモ等を添えても構いません

※源泉徴収票で，平成 30(2018)年中の就職・退職を確認できる場合があります。（次頁参照）

源泉徴収票だけでは確認できないこともあるので，必ず家族にも確認してください

平成 30 年分 給与所得の源泉徴収票

支払 を受け る 者	住所 又は 居所	(受給者番号)																																										
		(個人番号)																																										
		(役職名)																																										
		氏 名 (フリガナ)																																										
		種 別					支 払 金 額					給 与 所 得 控 除 後 の 金 額					所 得 控 除 の 額 の 合 計 額					源 泉 徴 収 税 額																						
							内 千 円					千 円					千 円					内 千 円					円																	
控除対象配偶者の有無等		老人		配偶者特別 控除の額		控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)										16歳未満 扶養親族 の数		障害者の数 (本人を除く。)				非居住者 である 親族の数																						
						特 定		老 人		そ の 他								特 別		そ の 他																								
有		従有		千 円		人 従人		内 人 従人		人 従人						人		内 人		人 人		人																						
社会保険料等の金額					生命保険料の控除額					地震保険料の控除額					住宅借入金等特別控除の額																													
内 千 円					千 円					千 円					千 円																													
(摘要)																																												
○○株式会社 H30/○/○退職 支払○○円 社保○○円																																												
生命保険料 の金額の内訳					新生命保険料 の金額					旧生命保険料 の金額					介護医療保 険料の金額					新個人年金 保険料の金額					旧個人年金 保険料の金額																			
住宅借入金 等特別控除 の額の内訳					住宅借入金等 特別控除適用税					居住開始年月日 (1回目)					年 月 日					住宅借入金等特別 控除区分(1回目)					住宅借入金等 年未残高(1回目)																			
					住宅借入金等 特別控除可能額					居住開始年月日 (2回目)					年 月 日					住宅借入金等特別 控除区分(2回目)					住宅借入金等 年未残高(2回目)																			
控除対象 配偶者					(フリガナ)					配偶者の 合計所得					国民年金保 険料等の金額					旧長期損害 保険料の金額																								
					氏 名																				区 分																			
1					(フリガナ)					16歳					(フリガナ)					(備考)																								
					氏 名																				区 分																			
2					(フリガナ)					2					(フリガナ)					氏 名					区 分																			
					氏 名																									区 分														
3					(フリガナ)					3					(フリガナ)					氏 名					区 分																			
					氏 名																									区 分														
4					(フリガナ)					4					(フリガナ)					氏 名					区 分																			
					氏 名																									区 分														
未 成 年 者					外 国 人					死 亡 退 職 者					災 害 者					乙 欄					本人が障害者 特 別 其 他 一 般 別					寡 婦 寡 夫 勤 労 学 生					中 途 就 ・ 退 職					受 給 者 生 年 月 日				
支 払 者					個人番号又は 法人番号					住所(居所) 又は所在地					氏名又は名称					(右語で記載してください。)					「就職」欄にチェックがあれば平成30(2018)年中に就職 【給与等月額証明書も必要】																			
整 理 欄																																												

※令和元(2019)年10月1日の状況(職業)が未定の者については、その旨の申立書(様式10)を提出してください。(例:就職しているか無職か未定、自宅通学か自宅外通学か未定、等)

以上を必ず書類準備の前に確認してください。

A：全員が提出する書類

	提出書類	留意事項
1	確認票 A, B	○ 学籍番号・氏名・携帯TEL(携帯がない場合は自宅TEL)・E-mailを記入後、本人チェック欄に○印を付けて、A・Bともに提出
2	申請書	○ 記入要領を参照し、10月1日現在の状況(見込みを含む)について申請者本人が記入
3	家庭調書	
4	奨学金受給状況申立書(様式1)	○ 申請者が令和元(2019)年度後期の奨学金受給予定について記入 ・ 奨学金の受給予定が無い者も全員提出 ・ 給付奨学金(返還不要の奨学金)について、令和元(2019)年度後期の受給が確定している場合は、証書や決定通知等、受給額及び受給期間がわかるものを添付してください。(コピー可) 独立生計者の配偶者が、給付型奨学金を受給している場合も申請が必要。
5	平成31年度(平成30年分)所得(課税)証明書(記載省略のないもの) (市区町村役場で発行される、平成30(2018)年分の所得や扶養者の人数を証明している記載省略のない課税証明書)(コピー不可)	○ 所得の有無に関係なく、 家計支持者(原則、父母両方) の所得(課税)証明書を提出。主婦、家事手伝い、高齢者、無職者等も必要。 次の①～③のいずれかに該当する場合は申請者の所得(課税)証明書も提出すること。 ○ ①独立生計者の申請者本人、配偶者(独立生計者についてはP.11参照) ②定職を持っている申請者本人 ③年金等の所得がある申請者本人 ○ 母子・父子世帯の場合は、就学者を除く世帯の構成員全員分の所得(課税)証明書を提出すること
6	収入状況の確認書類	○ 次ページの書類のうち、家計支持者(原則、父母両方。母子・父子家庭の場合は父または母)に該当する書類全てを提出 ・ P.9の確認シートで書類が揃っているかも確認してください。

※ 「5 平成31年度所得証明書」と「6 収入状況の確認書類」はどちらも提出してください。

例:本人・父(自営業)・母(パート)・父の扶養下にある祖母(年金受給中)の世帯の場合
「父・母の所得証明書」+「父の確定申告書(控)コピー」+「母の源泉徴収票コピー」

※ 独立生計者、私費外国人留学生についてはP.11も参照してください。

収入状況の確認書類（所得が複数ある場合には、それぞれ該当の書類が必要です。）

(☆)…「コピー可」の必要書類

	区分	提出書類	発行機関等
1	給与所得のある者 (パート・アルバイト含む)	給与所得のある者は、次の①～③のうち、該当する書類を提出すること。 ※申請者本人のアルバイト収入については不要。ただし、独立生計者及び定職を持っている場合は必要。 ※パート等で源泉徴収票が発行されない場合は、「給与等月額証明書」(様式2)を提出(既に退職している場合は不要)	
	①平成30(2018)年1月1日以前に就職した場合	○「平成30年分源泉徴収票」(☆)〔貼付台紙〕に貼付 ・源泉徴収票を紛失した場合は、「給与等月額証明書」(様式2)を提出 ・所得証明書に記載されている平成30(2018)年分の給与収入と差額がある場合は、その理由(平成〇年〇月に退職した勤務先の給与が含まれている、副収入がある、等)を余白に記入してください。	10/1現在の勤務先
	②平成30(2018)年1月2日以降に就職・転職した場合	○令和元(2019)年10月1日現在の勤務先の「給与等月額証明書」(様式2) ○平成30(2018)年中の全ての給与収入に関する「平成30年分源泉徴収票」(☆) ○平成30(2018)年以降退職した全ての勤務先の「退職証明書(申立書)」(様式3)	10/1現在の勤務先 2018年の勤務先 退職した勤務先か 本人の申立て
	③平成30(2018)年1月2日以降に退職した場合	○平成30年分源泉徴収票(☆)(A4より小さいものは〔貼付台紙〕に貼付) ○平成30(2018)年以降退職した全ての勤務先の「退職証明書(申立書)」(様式3) ・退職後に転職、雇用保険受給、無職となった場合は、各欄を参照し該当書類を提出	退職した勤務先 退職した勤務先か 本人の申立て
	※確定申告している場合…「平成30年分確定申告書控(第一表・第二表)」[税務署の受付印のあるもの](☆)も提出(インターネットによる申告の場合は、受付印がなくても結構です。)		税務署
	※内職及びフリーターの収入状況について…「給与等月額証明書」(様式2)を使用してください。		勤務先
2	その他の所得者又は雑所得者 (その他の職業 不動産所得(家賃・地代) 利子・配当 雑所得(内職、副業 他))	●確定申告している場合 ○「平成30年分確定申告書(控)(第一表・第二表)」[税務署の受付印のあるもの](☆)(インターネットによる申告の場合は、受付印がなくても結構です。) ○青色申告の場合は決算書(☆)、一般申告の場合は収支内訳書(☆)も必ず提出 ●市区町村民税・都道府県民税申告をしている場合 ○「平成31年度(平成30年分)市区町村・都道府県民税申告書」(☆)[市区町村役場の受付印があるもの] ●平成30(2018)年1月2日以降に、新規に所得を得ることとなった場合 ●確定申告も市区町村・都道府県民税申告もしていない場合 ○次の①～③のうち該当するものについて、それぞれの必要事項、記入年月日を記載し、署名、押印した申立書(様式10)を提出 ①商工業所得 営業種目、従事者、直近3ヶ月の売上高、直近3ヶ月の必要経費、直近3ヶ月の所得額、開業時期 ②農林漁業所得 作付面積・作物種類等、直近3ヶ月の収入金額、直近3ヶ月の必要経費、直近3ヶ月の所得額、開業時期 ③その他の所得又は雑所得 種類、直近3ヶ月の収入金額、直近3ヶ月の必要経費、直近3ヶ月の所得額、開業時期 ※農業所得のある者で転作奨励金の交付を受けている場合 ○受給金額の分かる証明書(☆)を提出	税務署 市区町村役場 本人の申立て 市区町村役場 農業協同組合
	年金・恩給受給者 (原爆健康管理手当を含む)	○「年金支払(振込)通知書」(☆)、「年金額改定通知書」(☆)の、より最新(直近)のもの(源泉徴収票は不可)(A4より小さいものは〔貼付台紙〕に貼付) ・複数の年金を受給している場合は、すべての年金について提出 ・ 恩給、遺族年金/障害年金/農業者年金/個人年金等も含む	日本年金機構 総務省恩給局 保険会社等
	児童扶養手当受給者	○最新の「児童扶養手当証書」(☆)、「特別児童扶養手当証書」(☆)	市区町村役場等
	失業給付金受給者 (受給予定者を含む)	○「雇用保険受給資格者証」(裏表全ページ)又は「失業給付金給付明細書」(☆) ・申請後、令和元(2019)年10月1日までに就職が決まった場合は、新勤務先の「給与等月額証明書」(様式2)を提出	公共職業安定所
6	生活保護費受給者 (生活保護世帯)	○申請時までの1年間の生活保護受給額が確認できる証明書又は通知書等(☆) ・期間が1年に満たない場合…支給された金額全てが分かる書類(☆)を提出	都道府県 または市区町村
7	親戚・知人等から 援助金がある者	○援助の年額がわかるもの(ない場合は援助者が作成し、署名・押印した申立書)	
8	令和元(2019)年10月1日現在 無職の者	○「無職申立書」(様式4) ○「被扶養者となっている配偶者」、「被扶養者となっている障害者」及び「66歳以上の者(令和元(2019)年10月1日現在)」については、提出不要(ただし、所得(課税)証明書に収入の記載がある場合は提出) ○平成30(2018)年1月以降に退職した勤務先がある場合、「退職証明書(申立書)」(様式3)	本人の申立て 退職した勤務先か 本人の申立て

収入状況についての提出書類確認シート

以下の指示及び質問に沿って書類が準備できているか確認してください。

このシートは簡易的な確認用ですので、P.4～11を熟読の上、必要書類を揃えてください。

①家計支持者の「平成31年度(平成30年分)所得(課税)証明書」(市区町村役場等で発行)を準備。

※独立生計者・私費外国人留学生は申請者本人及び配偶者の「所得(課税)証明書」が必要です。

以下、家計支持者全員(独立生計者・私費外国人留学生は申請者本人及び配偶者も含む)について、それぞれ確認ください。

②その方は令和元(2019)年10月1日現在、事業・農業・不動産・利子・配当・雑所得を得ていますか？

はい 2-Aへ

いいえ 2-Bへ

2-A: その所得は平成30(2018)年1月1日以前から得ていますか？

はい 「確定申告書(控)」, 「市区町村民税・都道府県民税申告書(控)」等を準備して 2-Bへ

いいえ 「**申立書**」(記載内容はP.8の「●平成30(2018)年1月2日以降に新規に所得を得ることとなった場合」欄を参照)を準備し, 2-Bへ

2-B: 平成30(2018)年1月2日以降に得なくなった事業・農業・不動産・利子・配当所得はありますか？

はい 「**廃業届**」等を準備して ③へ

いいえ ③へ

③その方は令和元(2019)年10月1日現在、給与収入(アルバイト・パート含む)を得ていますか？

はい 3-Aへ

いいえ (自営業等での所得も無い場合のみ「**無職申立書**」を準備して) 3-Bへ

3-A: その給与は平成30(2018)年1月1日以前から得ていますか？

※勤務先が複数ある場合は、それぞれの勤務先の状況についてお答えください。

はい 「**源泉徴収票**」を準備(ない場合は「**給与等月額証明書**」を準備)し, 3-Bへ

いいえ 「**給与等月額証明書**」を準備し, 3-Bへ

3-B: その方は平成30(2018)年1月2日以降に退職した勤務先(アルバイト・パート含む)はありますか？

※退職した勤務先が複数ある場合は、それぞれの勤務先の状況についてお答えください。

はい 「**退職証明書(申立書)**」と、給与を得ていたのが平成30(2018)年中の場合は「**源泉徴収票**」を準備し, ④へ

いいえ ④へ

④その方は年金・児童扶養手当等を受給していますか？※令和元(2019)年10月1日から受給される方を含みます。

はい 最新の「**年金額改定通知書**」, 「**年金振込通知書**」, 「**児童扶養手当証書**」等を準備し, ⑤へ

いいえ ⑤へ

⑤下記要件に該当した場合、必要書類を準備し、提出してください

要 件	必 要 書 類	発行場所等
雇用保険の失業給付金を受給中である	「雇用保険受給資格者証(裏表全ページ)」 又は「失業給付金給付明細書」	公共職業安定所
生活保護費を受給中である	申請時までの1年間の生活保護受給額が確認できる証明書・通知書等	都道府県 または市区町村
上記にあてはまらない収入(親戚等の援助, 他)がある	1年間の収入額が分かるもの [ない場合は申立書(様式10)]	

上記の収入状況の確認書類を揃えた後、状況に応じて必要な提出書類(P.10～11)を準備し提出してください。

B：世帯の構成員の状況に応じて提出する書類

区分	提出書類	発行機関等
1 前期開始前に[平成31年度 授業料免除申請]をしていない者	○ 選考結果通知用封筒 ・ 長形3号（120mm×235mm）の封筒 1通に82円分の切手を貼付し、宛先は学資負担者の住所、氏名を記入（独立生計者・私費外国人留学生は、本人住所を記入） ・ 封筒の表の左下に、申請者本人の学籍番号と氏名を記入 ※ 書類提出後、住所の変更等があった場合は、必ず連絡すること。 ※ 前期開始前に授業料免除申請をした者（既に封筒を提出済みの者）は提出不要	
2 前期開始前に[平成31年度 授業料免除申請]をした者	○ 変更事由申立書（様式0）	
3 小学校、中学校、高等学校以外の学校の就学者がいる世帯	○ 平成31（2019）年4月1日以降に発行された在学証明書（コピー不可） ・ 平成31（2019）年4月以降の発行日（有効期限は不可）が記載されていれば、学生証や生徒手帳等のコピーでも可	学校
4 母子・父子世帯	○ 母子・父子世帯申立書（様式5） ○ 就学者を除く家族全員分の平成31年度（平成30年分）所得（課税）証明書 ※ 家計支持者（父母等）以外の所得（課税）証明書も必要になります。勤務時期によっては、家計支持者以外の収入状況の確認書類が必要となることもあります。 ・ 遺族年金や児童扶養手当を受給している場合、受給金額の分かる通知書（☆）	本人の申立て 市町村役場
5 障害者がいる世帯	○ 障害者手帳等（☆）（A4より小さいものは[貼付台紙]に貼付） ・ 障害年金受給の有無を余白に記入してください。 ・ 障害年金を受給している場合は、受給金額の分かる通知書（☆） ・ 特別児童扶養手当や福祉手当を受給している場合は、受給金額がわかる通知書（☆）	所轄官庁等
6 最近1年間の療養費自己負担額が10万円以上の長期療養者がいる世帯 ※最近1年間（前期：前年4月～今年3月、後期：前年10月～今年9月）の療養費自己負担額が10万円に満たない場合は対象となりません	○ 「長期療養証明書」（様式6） ※ 長期療養者とは、申請時現在療養中であり、6か月以上の療養期間を要する者で、医療費等を支払っている者をいい、療養が終わっている者は該当しない。 ○ 世帯に該当者がいる場合、次の①～③の書類を添付のうえ提出 ① 診断書（病名及び申請時を含めた前後6か月以上の期間療養を必要とすることが必ず記載されていること。）（コピー不可） ② 支払った医療費等の領収書（☆）（A4より小さいものは[貼付台紙]に貼付） ※ 診断書に記載された病名に対して支払った医療費等の領収書のみ提出すること。 ③ 支払った医療費等に対し、附加給付金、生命保険等から補填された金額がある場合は、「長期療養証明書」の該当欄にその金額を記入し、その金額を証明する書類（☆） ● 控除の対象となる費目は、次のとおり ア) 医師（歯科医師）に対して支払う診療・治療費 イ) 病院、診療所への入院費用（食費等を除く） ウ) マッサージ師、はり師、きゅう師、整復師等の治療費 エ) 看護人に対して支払う費用（賄い費を含む） オ) 治療又は療養のための医薬品費 カ) 病院、診療所に通院するための交通費（必要不可欠なものに限る） キ) 介護保険法により、「要介護認定・要支援認定」を受けた者が介護サービスを利用した場合の自己負担額（食費等を除く）。この場合、「要介護認定・要支援認定等結果通知書」のコピーを添付すること。	本人の申立て 医療機関 医療機関 保険会社等
7 学資負担者が単身赴任で別居している世帯	○ 「学資負担者別居に伴う支払申立書」（様式7） ・ 別居先で支払った住居費、光熱水費の支払いを証明できる口座通帳（コピー）又は領収書等（☆）（A4より小さいものは[貼付台紙]に貼付）	本人の申立て
8 本人若しくは学資負担者が、平成31（2019）年4月以降に風水害等の災害を受けた世帯	○ 「被害状況申立書」（様式8） ・ 次の①～⑤の書類を添付のうえ提出 ① 被災（罹災）証明書（発行所：市区町村役場） ② 家屋等の賃貸契約書・各種契約書 ③ 家屋等補修見積書 等 ④ 保険金支払証明書・明細書 ⑤ 家屋課税台帳登録証明書（発行所：市区町村役場） ・ 被害額欄は、被害金額が記載された証明書の額から、保険金・損害賠償金等補償された金額を差し引いて記入すること。（単に、被害額や復旧費をそのまま控除するものではありません。）	消防署 市区町村 保険会社等
9 学資負担者が、平成31（2019）年4月以降に死亡した世帯 ・ ただし、前回申請時に提出済みの者は提出不要	○ 次の①～③の書類を提出 ① 死亡した方が、学資負担者であったことが分かる書類（「所得（課税）証明書」（コピー不可）、「源泉徴収票」（☆）等） ② 死亡診断書又は死亡を確認できる書類（除籍謄本等）（☆） ③ 遺族年金等の受給金額のわかる通知書（☆） - 遺族年金の受給がない場合は、その旨余白に記入すること。	市区町村役場 医療機関
10 香川大学以外の大学（国内）を卒業した大学院1年次生	○ 卒業大学の成績証明書 - ただし、前回の授業料免除申請時に既に提出済みの者は提出不要	大学等
11 不明な部分を明らかにする書類	・ 必要に応じて関係書類の提出をお願いすることがあります。	

A:全員が提出する書類 の他に以下の書類が必要です。

独立生計者

独立生計者とは、父母等に扶養されることなく、父母等と別居して独立して生計を営んでいる者です。
 両親からの仕送りが一切なくアルバイト収入と奨学金で生活していても、父母等の所得税法上の扶養親族になっている場合は、独立生計者とは**認められません**。
 また、**原則として学部学生は認められませんが**、父母等から援助なしで生活している既婚者や入学前に定職を持っている者等に認められる場合もあります。
 書類はマイナンバーの記載がないものをお願いします。

	提出書類	該当者		発行機関等
1	住民票原本	申請者本人 配偶者 申請者の父母	親世帯と別の住所を確認すること必要。	市区町村役場
2	所得証明書原本	申請者本人 配偶者	平成31年度(平成30年分)所得課税証明書	市区町村役場
3	収入状況の 確認書類	申請者本人 配偶者	該当するものを提出…詳しくはp. 8を参照	勤務先
4	家計状況報告書 (様式9)	申請者本人	収入＞支出とする。 1ヶ月の生活費を報告するもので、家賃、光熱費、通信費の領収書のコピーまたは通帳のコピーを添付する。	
5	保険証のコピー	申請者本人 配偶者	健康保険の扶養からはずれているかを確認すること必要。	
6	父母等の所得税法上の扶養親族でない事が証明出来るもの	申請者の父母	平成31年度(平成30年分)所得課税証明書原本 <u>(記載省略のないもの)</u> 源泉徴収票のコピー (平成30年分) 確定申告書のコピー ・・・いずれか1枚必要。	市区町村役場 勤務先

私費外国人留学生

私費留学生は原則として独立生計者とみなします。
 書類はマイナンバーの記載がないものをお願いします。

	提出書類	該当者		発行機関等
1	住民票原本もしくは 在留カードの両面コピー	申請者本人 配偶者	本人確認に必要。	市区町村役場
2	所得証明書原本	申請者本人 配偶者	平成31年度(平成30年分)所得課税証明書原本 <u>(記載省略のないもの)</u> ※来日して1年以内の留学生は所得課税証明書が発行されないなのでその時は提出不要。	市区町村役場
3	収入状況の 確認書類	申請者本人 配偶者	該当するものを提出…詳しくはp. 8を参照	勤務先
4	家計状況報告書 (様式9)	申請者本人	収入＞支出とする。 1ヶ月の生活費を報告するもので、家賃、光熱費、通信費の領収書または通帳のコピーを添付する。	